特　記　仕　様　書

適用範囲

（適用範囲）

本特記仕様書は、宇治市公共下水道管路施設（取付管）改築修繕工事（明星町その 1）（以下「本工事」という。）に適用する。

総則

（総則）

本工事は本特記仕様書によるほか、

＜宇治市＞	「土木工事共通仕様書（案）」（以下「宇治市共通仕様書」という。）
	「土木工事施工管理基準」
	「宇治市下水道建設技術基準（施工編）」
	「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」
＜近畿地方整備局＞	「土木工事共通仕様書(案)」「土木工事施工管理基準」
	「土木請負工事必携」
＜京都府＞	「土木工事共通仕様書(案)」（以下「京都府共通仕様書」という。）
	「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」
＜公益社団法人　日本下水道協会＞	「下水道土木工事必携(案)」
＜日本道路協会＞	「舗装再生便覧」

に基づき施工すること。

ウィークリースタンス

（ウィークリースタンス）

本工事はウィークリースタンスの対象であり、以下の項目について取り組むこととする。

（１）休日の翌日（月曜日等）は依頼の期限日としない。

（２）休日の前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。

（３）勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。

（４）昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
（５）作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
（６）打合せは WEB 会議（ビデオ会議）も活用する。
（７）前号のほか、工事の労働環境改善に関わる取り組みを行う。
なお、災害対応等で緊急を要する場合は、緊急対応期間に限り、取組を不要とする。また、工事の特性を踏まえ、取り組むことが不適当な項目がある場合は、事前に連絡を行い、受発注者間で共有する。

工事の着手

（着工日の定義）
工事に着手する日（着工日）とは、現場事務所の設置（工事区域に設置する場合のみ）、資機材の搬入、仮設工事、測量調査、家屋調査など、現地にて調査を開始する日とし、踏査や沿道の写真撮影などの行為は工事着手にはあたらないものとする。なお、舗装版切断や掘削作業など作業を開始する日は「施工着手日」とする。
工事の着手及び施工の着手にあたっては、地元住民への周知を行わなければならない。

作業休日

（作業休日）
工事における作業休日は、土曜日、日曜日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日までの 6 日間を見込んでいる）とする。なお、祭事など地域の行事については極力協力し、必要に応じて作業を休止するものとする。

（週休 2 日制工事について）
1　本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、週休 2 日を確保できるよう工事を実施する週休 2 日制工事である。
2　週休 2 日制工事の実施は、「宇治市週休 2 日制工事試行要領（土木工事）」に基づき実施すること。
3　実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休 2 日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。
4　現場閉所日を工事月報の記事欄へ記載すること。
5　週休 2 日又は施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（現場閉所率）が 28.5%（8 日/28 日）以上を達成したと認められた場合、

工事成績評定において加点する。

施工体制台帳及び施工体系図　（施工体制台帳及び施工体系図の記載）

受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。ただし、警備業者については、施工体制台帳を省くことができるものとする。

建設副産物　（特定建設資材の分別解体）

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法
工程ごとの作業内容及び	①仮設	仮設工事 □有　☑無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土木工事 ☑有　□無	□手作業 ☑手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　☑無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☑有　□無	□手作業 ☑手作業・機械作業の併用

	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　　☑無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他（　　）	その他の工事 □有　　☑無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入時間	その他受入条件	距離
アスファルト塊	株式会社藤田産業	日曜を除く 毎日 8：00～16：30	一辺が 100cm 未満に限る。 夜間受入不可。	3.9 ㎞
コンクリート塊	株式会社藤田産業	日曜を除く 毎日 8：00～16：30	一辺が 100cm 未満に限る。 夜間受入不可。	3.9 ㎞
陶管 硬質塩化ビニル管	一般財団法人　宇治市廃棄物処理公社	水曜日・土曜日・日曜日・祝日、年末年始を除く (受入時間) 9：00～11：30 13：00～15：30	搬入経路の指定あり。 搬入の際は予約が必要	4.5 ㎞

※上記②については、積算上の条件明示であり、再資源化施設等を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

（舗装版切断作業時に発生する排水処理）

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、監督職員が必要と認めた場合は、設計変

更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

（建設発生残土の搬出）

1　建設発生土については、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に運搬するものとする。

2　前条に関しての受入条件は、下記のとおりとする。

これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

（1）受入不適なもの

ゴミ・ガラ等異物混入土及び汚染土壌の場合。

事前分析検査に適合しない建設発生土

建設副産物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件	距離
建設発生土	一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社 0774-55-9506	8：00～17：00 （12：00～13：00 は搬入不可）	受入休止日 日曜日、祝日 年末年始・夏季休暇・台風等	8.6km

（残土及び産業廃棄物に関する書類の提出）

受注者は、「残土処理計画書（報告書)」及び「廃棄物処理計画書（報告書)」及び添付書類を提出すること。なお、添付書類は以下によるものとする。

	残　土　処　理	廃　棄　物　処　理
計画	○残土処理計画書	○廃棄物処理計画書
	○処分地の位置図及び経路図	○処分地の位置図及び経路図
		○産業廃棄物処理処分業許可書の写し （指定した処分地と同じであれば不要）
		○収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し （自己運搬処理であれば不要）
	○土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し	○産業廃棄物処理委託契約書の写し ◆自己運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ◆委託運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者の契約書の写し
	○「契約書の写し」または「受入承諾書」	
	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿　　仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿　　仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量
	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿　　処分地の名称・所在地	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿　　処分地の名称・所在地
変更	○当初計画から数量のみの変更の場合 ・変更計画書は不要	○当初計画から数量のみの変更の場合 ・変更計画書は不要

	○当初計画書から処分地が変更の場合 残土処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・「契約書の写し」または「受入承諾書」	○処分地の変更（当初計画書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し ○運搬方法の変更（当初契約書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
報告	○残土処理報告書 ○受入証明書 （受け入れたことを証明する書類） ※運搬チケットの写し等は不要 ○写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場	○廃棄物処理報告書 ○「運搬管理表」または「マニフェストの写し」 ※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量が確認出来ない場合は伝票等 ○写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 【自己運搬処理の場合】 ・産業廃棄物運搬車、業者名 【委託運搬処理の場合】 ・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号

（再生資源利用計画）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 4.再生資源利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（受領書の交付）

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入する場合は、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

（再生資源利用促進計画）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 5.再生資源利用促進計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等）

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（建設発生土の運搬を行う者に対する通知）

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第 3 条再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第 4 条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対し

て、法令等に基づいて通知しなければならない。

（建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等）

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

（計画書及び実施書の様式及び保管）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 8.計画書及び実施書の様式及び保管」については、以下のとおり読み替えるものとする。

○国土交通省ホームページ公開「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

上記に掲載の再生資源利用［促進］（計画書・実施書）（EXCEL 形式）を使用し、自社で工事完成後 5 年間保管し、計画書 1 部、実施書 1 部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書 1 部、実施書 1 部を提出するものとする。）

（産業廃棄物の仮置き）

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。

（産業廃棄物税）

平成 17 年 4 月 1 日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

監督職員による検査及び立会い等

（段階確認・立会確認）

受注者は、別紙１の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式 16-1)、立会確認は「立会確認書」（様式 17-1）によるものとする。また、「段階確認」及び「立会確認書」(確認を含む)には確認内容が把握できる写真を添付すること。

立会確認において、埋設物管理者との立会いが必要な場合は、受注者が各埋設物管理者に立会いを求めるものとし、実施内容（立会者、立会資料、立会写真）を添付し、監督職員に提出するものとする。ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。なお、別紙１の立会確認一覧表の確認項目のうち「他占用物の保安対策」については、試験掘工の結果及び埋設物管理者との施工前立会いの結果（保安対策）等を反映した施工方法について確認するものである。立会確認の実施時期及び実施箇所については、埋設物管理者との協議結果等により監督職員が定め工事打合簿（様式 7-1）にて通知するものとする。また、通知した内容については、施工計画書に記載し、監督職員の確認を受けること。

（材料確認）

受注者は工事に使用する材料について、監督職員の確認を受けなければならない。材料確認は「材料確認書」(様式 15-1)によるものとする。また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。

部分使用

（部分使用）

本工事の施工に当たっては、供用している管きょ施設が対象となるため、工事請負契約書第 33 条に規定する部分使用とする。

施工管理

（品質管理試験）

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、下表及び監督職員の指示により実施するものとする。なお、これにかかる費用は共通仮設費に含まれる。

品質試験項目

工　種	種　別	試験項目	試験頻度	試験方法
掘削工（現場発生土）	材料	含水比、コーン指数、粒度、液性限界・塑性限界の各試験、工学的分類 突固めによる土の締固め試験		近畿地方整備局「土木工事施工管理基準」の「品質管理基準及び規格値」の「２０道路土工」を準拠
砂基礎（再生コンクリート砂）	材料	六価クロム溶出試験		環境庁告示第４６号

（規格値）

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値、下水道土木工事必携(案)によるものとするが、次の工種については、下表のとおりとする。

①品質規格

工　種	項　目	規 格 値	適　用
砂基礎（再生コンクリート砂）	六価クロム	0.05mg/l 以下	

（写真管理基準）

別表　撮影箇所一覧表に基づき工事写真帳を整理し、工事完成時に提出するものとする。

工事中の安全確保

（安全に関する研修・訓練等の実施）

受注者は、宇治市共通仕様書の第 34 条「工事中の安全確保」の 10 から 12 に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業

及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を１回以上実施しなければならない。

（１）建設工事の請負契約に関すること

（２）労働関係法令に関すること

＜研修の参考とする図書等の例＞

・工事請負契約書（第 51 条）

・建設業法令遵守ガイドライン（令和 6 年 12 月　国土交通省）

・建設産業における生産システム合理化指針（平成 3 年 2 月　建設省）

・新しい建設業法遵守の手引（(財)建設業適正取引推進機構））

（標示板の設置）

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：傷んだ下水道管をなおしています
工事種別：下水道工事（管渠）

（標示板の記載例）

〔工事標示板〕

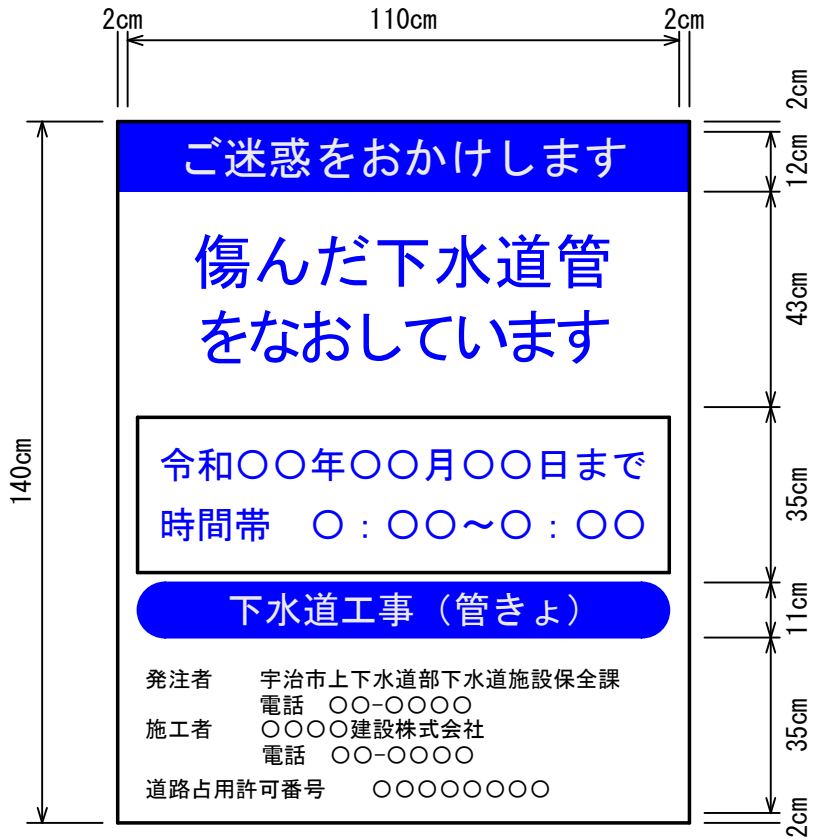

設置位置	・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合は、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、例のとおりとする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・縁の余白は、2cm、縁線の太さは、1cm、区画線の太さは、0.5cm とする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

〔工事情報看板〕

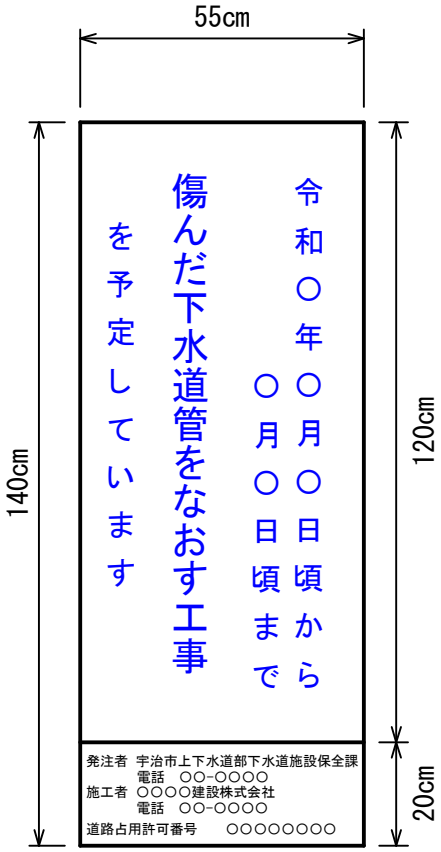

〔工事説明看板〕

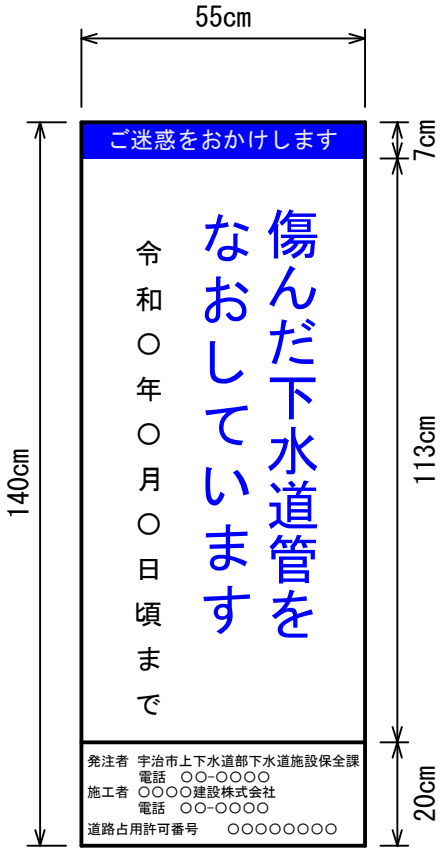

【工事情報看板】

設置期間	・路上工事を開始する１週間以上前から路上工事を開始するまでの期間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、遠藤住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「令和〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・工事内容については、例のとおりとする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けけること。
適用	・１日で完了する簡易な工事、歩道のない箇所については、設置しない。 ・設置の要否は、沿道環境を考慮し個別に判断すること。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

【工事説明看板】

設置期間	・路上工事を開始から路上工事を完了するまでの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・工事内容については、例のとおりとする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けけること。
適用	・１日で完了する簡易な工事、歩道のない箇所については、設置しない。 ・設置の要否は、沿道環境を考慮し個別に判断すること。

交通安全管理

（安全対策費）

安全対策については、昼間：交通誘導警備員 83 人を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、監督職員が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。

（安全施設類）

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果または条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設類等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

環境対策（施工機械の指定）

（低騒音型・超低振動型の使用）

本工事の施工に当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づく建設機械の使用は考えていないが、現場条件により使用しなければならない場合は、監督職員と協議するものとする。

ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合（受注者の都合で調達できない場合は認めない）は、必要書類を監督職員に提出するものとする。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼替えを行うこと。

環境対策
（施工方法の指定）

（公害対策）

1　本工事の施工については、通常の施工法によるものとしているが、万一公害等が生じたり、または生ずる恐れがある場合は、監督職員と協議するものとし、監督職員が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。
ただし、受注者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。

2　工事の施工に際して騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け、新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、監督職員が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。

環境対策

（環境等の保全）

・工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
・原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
　建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
　建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
・地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

（仮設トイレの設置）

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

官公庁等への手続等

（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各管理者と調整を十分行うこと。

支障物件	管理者	位置
水道管（市）	宇治市	全路線
ガス管	大阪ガス株式会社	全路線
電柱・支線・架空電線	関西電力・NTT	全路線

※記載がない場合においても埋設物の有無の確認を行うこと。

（占用物件等）

本工事前に地下埋設物等の支障物件について調査し監督職員に報告すること。

なお、工事に支障がある場合は施工方法、工程について協議を行う。

施工時期及び施工時間の変更

（施工時間）

工事の作業時間は、原則として 9：00～17：00（昼間）を厳守すること。ただし、道路管理者・所轄警察署・地元等との協議により変更する場合がある。

保険の付保及び事故の補償

（建退共の提出書類）

受注者は、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

提出書類	提出時期	摘　要
掛金収納書の写し	契約時	
建退協運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期 3 ヶ月以上
適用標識（シール）の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が 0 人となる場合

（請負業者賠償責任保険の加入）

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めな

ければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするかまたは年間に付する総括契約とするかを問わない。

（法定外の労災保険の付保）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

仮設工　　（任意仮設）

本工事において、工事目的物を施工する上で必要となる仮設は任意仮設であり、標準図（別紙）の管路土留工（参考図）は標準的工法を示したものであり、受注者は、採用する仮設の図面・構造計算書・施工方法等を監督職員に提示し、確認を得なければならない。（参考図により施工を行う場合を含む。）

材料及び施工　　（再生資材の利用）

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ	RC-40	路盤	
	RC-40	路床、路体	※購入土の場合
	RC-40	構造物の基礎	
再生粒度調整砕石	RM-30	路盤	
再生加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	再生密粒度ｱｽｺﾝ	表層	
再生コンクリート砂	RC-10 もしくは RC-5	基礎、防護（本管・取付管）	

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用するものとする。

１）上表再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧」によるものとする。

２）再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合の品質は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案)」（平成 6 年 4 月 11 日建設省技調発第八八号）によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。

３）再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

（発生土の利用）

本工事における埋め戻し材料は、現場発生土（流用土）とする。なお、現場発生土について施工管理で記載している表中の品質管理試験を行い、土質区分を明確にしなければならない。その結果により、埋戻し材料を購入土に変更する場合があり、この場合は、設計変更の対象とする。

なお、試験位置及び箇所数については、監督職員との協議によるものとし、試料採取の際は監督職員が立会わなければならない。

（再生コンクリート砂を使用する場合の環境対策）

再生コンクリート砂を使用する場合は、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壌汚染に係る環境基準について（平成３年８月２３日付け環境庁告示４６号）によるものとする。試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事１購入先当たり１検体の試験を行う。

アスファルト舗装工

（アスファルト混合物事前審査制度）

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準｢品質管理基準｣に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

事前調査
・測量

（用地境界杭、境界プレート等について）

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

（街区基準点について）

街区基準点の取り扱いについては、監督職員と協議の上、事前測量及び復元を行うこと。

工事材料の
品質及び検査
（確認を含む）

（品質証明書等）

受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

提出書類

（納品書・納入書等の提出）

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納入書等の原本か写し、又は出荷証明書等のそれに代わる適切な資料を提出し発注数量との対比を行うこと。

資　材　名	規　　格	適　　用
再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ	ＲＣ－４０	構造物基礎
再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ	ＲＣ－４０	埋戻材、路盤材
再生粒度調整砕石	ＲＭ－３０	路盤材、補足材
再生加熱ｱｽｺﾝ混合物	各種	表層
交通誘導警備員		

その他

（個人情報の保護）

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報が漏洩した際は、速やかに監督職員に報告するとともに受注者が責任を持って対処すること。

（完成図書）

完成図書には、宇治市の定める書式により次の下水道施設引継図書が含まれており、完成図書として、工事完成日には提出すること。なお、下水道施設引継図書とは下記の内容のものとする。

・取付管調書

① 取付管位置図 ②取付管平面図 ③公共汚水桝出来形集計表 ④取付管調書 ⑤写真 ⑥その他監督職員が指示した図書

（公共汚水桝の位置及び形状）

桝の位置及び形状は、宇治市下水道施設保全課との現地立会いにより指示を受けるものとするが、契約時点で未決定部分がある場合及び変更となった箇所がある場合は、設計変更の対象とする。

（工法・資材調書の作成）

本工事において、日本下水道協会の規程により認定された下水道用資器材製造工場の資器材を使用し、監督職員が求める場合は、別に定める書式により工法・資材調書を作成し、監督職員の指示する期日までに提出すること。

（完成図書の作成方法等）

本工事は、完成図書の作成方法や整理方法等について、監督職員と協議しなければならない。

（関係機関協議）

関係機関との協議及び地元調整、事業の損失補償は、受注者が責任をもって対処すること。

（地元説明会）

工事に関する地元説明会が必要な場合は、受注者は、これに必要となる説明資料を事前に作成し監督職員の承諾を得たうえで、説明会で説明しなければならない。なお地元説明会の開催については、町内会等との調整により実施の有無を決定する。説明会を実施しない場合についても、同等の説明資料を各戸に配布し周知すること。

説明資料の記載事項は以下のとおりとする。

（１）工事名・工事区域・宇治市の施工担当課・受注業者名・電話番号

（２）施工順序・工程・安全施設類等設置計画・通行規制

（３）資材・材料・掘削土砂の仮置場及び運搬方法・搬入搬出経路（ただし、工事区域または工事近接区域に仮置き場を設置しない場合はこの限りでない）

（４）仮駐車場の位置、現場事務所の位置、現場代理人の氏名及び連絡先

（５）その他監督職員が指示する事項

（現場事務所等の設置）

本工事においては、工事区域内もしくは周辺に現場事務所を設置するよう努めなければならない。

（仮置き場の設置）

本工事においては、仮置き場を設置する場合は、仮置き場周辺の公衆災害の防止も含め周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

（外壁・側溝等の現況写真）

施工着手にあたっては、事前に家屋の外壁・外構・側溝等の現況を写真等により記録すること。なお、施工着手はこの記録を監督職員提出した後とする。

（使用材料）

本工事における使用材料は、日本下水道協会認定工場で製造されたⅠ類資器材指定品及びⅡ類資器材登録品とする。また規格品以外を使用する際には監督職員の承諾を得なければならない。

（中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

1．本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達に必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）について、設計変更を行う対象工事である。

2．調達検討資材は下表を想定している。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

調達検討資材

資材名	規格	備考
塩化ビニル管	100、150 ㎜	取付管、継手等

3．受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

4．受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

（安全関係）

1．地下埋設物件については、各占用者との現地立会等により当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分協議を行い、その結果を反映した施工方法について、工事打合簿により監督職員と協議すること。また、施工中、予想外の埋設物が認められ、事前に取り決めた保安対策が実施できない場合は、監督職員に報告し、その指示を受けて施工すること。なお、地下埋設物件に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

2．架空線（配電線・送電線等）下付近で作業する場合は、労働安全衛生法規則 349 条等により（感電事故防止について）、事前に当該管理者と協議し必要な保安措置を行うこと。

（建設現場における熱中症対策の強化）

「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合、労働安全衛生規則に基づき、以下の対応を交通誘導等を行う警備業従事者も含め実施すること。また、実施内容を施工計画書に記載のうえ、事前に監督職員へ提出すること。

（1）「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

（2）熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速にかつ的確な判断が可能となるよう以下の内容の作成及び関係作業者への周知

① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の連絡体制

② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順

なお、周知の対象は本工事現場全体とし、実施にあたっては、以下の資料を参考にすることとする。

京都府 HP リンク：建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）

（試験掘工）

本工事においては、下記の通り試験掘工を計上しているが、試験掘箇所については施工方法・埋設物の状況・他占用者との協議を基に受注者において箇所の選定を行うこと。なお、関係機関との協議により試験掘箇所及び調査深が変更となった場合、設計変更の対象とする。

試験掘工　N＝4

（舗装構成）

本工事における舗装構成は、別紙２のとおりとしている。ただし、既設舗装厚が現況と異なる場合は、監督職員と協議するものとし、監督職員が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。

（全般）

受注者は、工事用水及び工事中に発生する地下水、雨水、土砂等を一切既設人孔に流してはならない。既設人孔への接続は、その対策について監督職員の確認を得た後に行うこと。また、既設側溝等に放流する場合は、土砂流出防止対策を行うこと。

（別紙）に標準図を添付する。

現場条件・状況

・施工箇所は、既設管が供用中であるため、作業時間外は供用できるように復旧すること。また、道路についても仮復旧まで行い、１日の作業を終えること。施工方法の詳細及び工程については、施工に先立ち提出すること。
・既設人孔の改築修繕・足掛け金物について、現地確認を事前に行うこと。手直し等が別途必要となる箇所は、監督職員と協議するものとし、監督職員が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。
・取付管布設替え工、汚水桝設置工について、地権者との協議により、施工箇所の増減や仕様等について変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、監督職員が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。
・本工事箇所は、三室戸小学校の通学路にあたるため、車両・歩行者の誘導を適切に行うこと。

別紙１　段階確認一覧表及び立会確認一覧表

立会確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
開削工	埋戻工	着手前	土質サンプル採取状況	全箇所
開削工		着手前	施工前立会い確認 （埋設物管理者との立会い）	全箇所
開削工		施工時（占用者との協議結果等により監督職員が定める）	他占用物の保安対策	占用者との協議結果等により監督職員が定める

別紙2

舗装構成図 S=Non

車道部 (t=5cm)

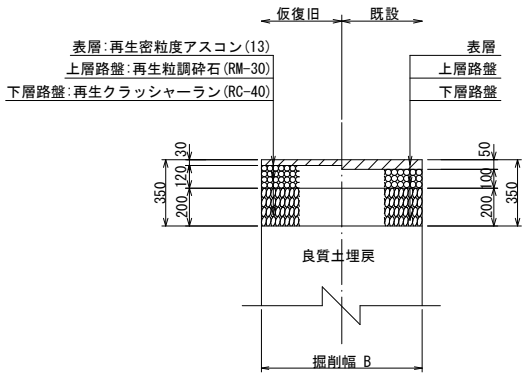

歩道一般部

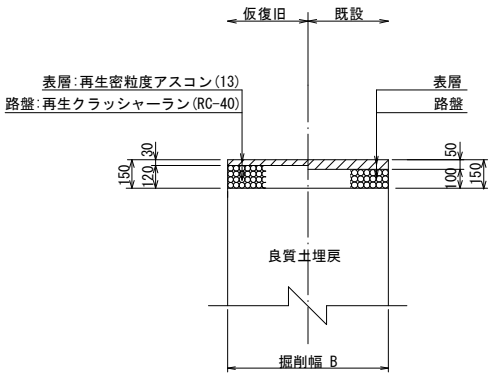

歩道乗入部

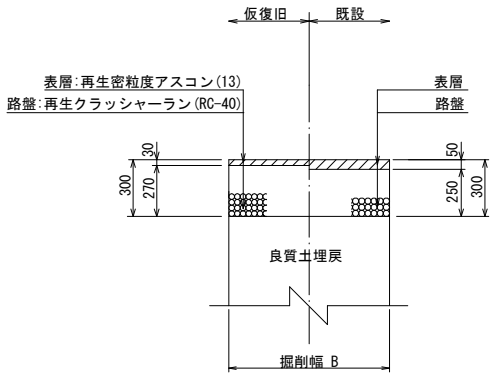

別表　撮影箇所一覧表

開削編

取付管調書用写真は、下水道施設引継図書作成手引きに基づき全件撮影すること。

工　種	種　別	写真管理項目			摘　要
		撮影項目	撮影時期	撮影及び提出頻度	
着手前		全景又は代表部分撮影	着手前	各マンホールごと	
完成		全景又は代表部分撮影	完成後	各マンホールごと	
安全管理		各種標識類の設置状況	設置後	各種類ごとに1回	
		各種保安施設の設置状況	設置後	各種類ごとに1回	
		監視員交通整理状況	作業中	各1回	
		安全訓練等の実施状況	実施中	実施ごとに1回	
現場事務所		設置状況	設置後	事務所ごと	
	トイレ	設置状況	設置後	事務所ごと	
	掲示看板類	全景、接写	設置後	事務所ごと	
使用材料	マンホール・鉄蓋	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	本管・取付管	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	公共汚水桝	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	内・外副管	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	可とう継手	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
使用機械		使用機械規格	使用前	使用機械ごと	
		排出ガス対策型	使用前	使用機械ごと	
		低騒音型	使用前	使用機械ごと	
試掘		地下埋設状況	掘削後	1施工箇所に1回	
		土質試験用土砂採取状況	掘削後	監督員が指示した箇所	
仮設工	管路土留工	使用材料の形状寸法	施工前	マンホール間ごとに1回	
		仮設状況全景（背面隙間なし）	施工中	マンホール間ごとに1回	
		建込状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		矢板根入れ・切梁腹越し間隔位置	施工後	マンホール間ごとに1回	
		マンホール部の土留め	施工後	マンホールごとに1回	
		引抜状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
管布設工	舗装版切断	舗装版切断状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
	舗装版取壊し	舗装版取壊し状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
	掘削	掘削状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
	床付け	床付け・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		深さ・幅	掘削後	マンホール間ごとに1回	
	基礎砂	敷均し・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		厚さ・幅	施工後	マンホール間ごとに1回	
	管布設	布設状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
	保護砂	敷均し・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		厚さ・幅	施工後	マンホール間ごとに1回	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	マンホール間ごとに1回	巻出し厚を撮影し各層の転圧状況が確認できること。
	仮復旧　下層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホール間ごとに1回	
	仮復旧　上層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホール間ごとに1回	
	仮復旧　表層工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホール間ごとに1回	
	残土処分	残土積込み・搬出状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
	ガラ処分	ガラ積込み・搬出状況	施工中	マンホール間ごとに1回	

工　種	種　別	写真管理項目			摘　要
		撮影項目	撮影時期	撮影及び提出頻度	
マンホール設置工	掘削	掘削状況	施工中	マンホールごとに1回	
	床付け	床付け・転圧状況	施工中	マンホールごとに1回	
		深さ・幅	掘削後	マンホールごとに1回	
	基礎砕石	敷均し・転圧状況	施工中	マンホールごとに1回	
		厚さ・幅	施工後	マンホールごとに1回	
	マンホール設置	据付状況	施工中	マンホールごとに1回	
	可とう継手設置	ﾊﾞﾝﾄﾞ締付け状況	施工中	マンホールごとに1回	
	鉄蓋設置	設置状況	施工中	マンホールごとに1回	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	マンホールごとに1回	巻出し厚を撮影し各層の転圧状況が確認できること。
	仮復旧　下層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホールごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホールごとに1回	
	仮復旧　上層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホールごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホールごとに1回	
	仮復旧　表層工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホールごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホールごとに1回	
	インバート工	仕上げ状況	施工中	マンホールごとに1回	
副管設置工	基礎砕石	敷均し・転圧状況	施工中	1施工箇所に1回	
		厚さ・幅	施工後	1施工箇所に1回	
	管布設	布設状況	施工中	1施工箇所に1回	
	型枠工	形状寸法	施工後	1施工箇所に1回	
	コンクリート工	打設・締固め状況	施工中	1施工箇所に1回	
取付管工	舗装版切断	舗装版切断状況	施工中	10軒に1箇所	
	舗装版取壊し	舗装版取壊し状況	施工中	10軒に1箇所	
	掘削	掘削状況	施工中	10軒に1箇所	
	床付け	床付け・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
	基礎砂	敷均し・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
		厚さ・幅	施工後	10軒に1箇所	
	管布設	布設状況	施工中	10軒に1箇所	
		土被り・延長	施工後	全施工箇所	
	保護砂	敷均し・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
		厚さ・幅	施工後	10軒に1箇所	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	10軒に1箇所	巻出し厚を撮影し各層の転圧状況が確認できること。
	仮復旧　下層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	10軒に1箇所	
	仮復旧　上層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	10軒に1箇所	
	仮復旧　表層工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	10軒に1箇所	
	残土処分	残土積込み・搬出状況	施工中	10軒に1箇所	
	ガラ処分	ガラ積込み・搬出状況	施工中	10軒に1箇所	
汚水桝設置工	土間取壊し	取壊し状況	施工中	10軒に1箇所	
	掘削	掘削状況	施工中	10軒に1箇所	
	床付け	床付け・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
	汚水桝設置	設置状況	設置中	10軒に1箇所	
		桝深	設置後	全施工箇所	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	10軒に1箇所	
	土間復旧	施工状況	施工中	10軒に1箇所	

工　種	種　別	写真管理項目			摘　要
		撮影項目	撮影時期	撮影及び提出頻度	
舗装工	不陸整正　補足材なし	敷均し・転圧状況	施工中	100mに1回	
		整正状況	整正後	100mに1回	
	不陸整正　補足材あり	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	100mに1回	
		整正状況	施工後	100mに1回	
	基層工・表層工	敷均し・転圧状況	施工中	100mに1回	
		整正状況	整正後	100mに1回	
		ﾀｯｸｺｰﾄ・ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ	散布時	100mに1回	
		厚さ	整正後	100mに1回	下がり管理
	品質管理	到着温度・敷均し温度・初期転圧温度	施工中	午前・午後各2回	
		開放温度	施工後	施工日に1回	
		路盤密度（砂置換）　ＡＳコアー	完成後	1000㎡に1回	
区画線工		施工状況	施工前後	施工日に1回	
付帯工	排水構造物工	施工状況	施工中	1施工箇所に1回	
	既設マンホール仮閉塞工	地下水・工事用水等流出防止対策状況	施工中	1施工箇所に1回	
残土・As殻	残土仮置場	使用状況	使用前・使用中・使用後	仮置場ごと	
Con殻処分	運搬工	搬出状況・搬出先状況	施工中	工種ごと	

宇治市公共下水道事業
（　標　準　図　）

令和８年４月　改訂

宇治市上下水道部
下水道施設保全課

目次

標準図

図面番号	図面名称
1	鉄筋コンクリート製1号組立マンホール
2	特1号組立マンホール（方円形・楕円形）
3	小型レジンマンホール
4	硬質塩化ビニル製小型マンホール
5	管布設工（硬質塩化ビニル管）
6	副管工（小型レジンマンホール）
7	取付管及び標準公共汚水ます設置工
8	取付管及び特殊公共汚水ます（その１）設置工
9	特殊公共汚水ます（その２）設置工、取付管止め設置工
10	公共汚水ます蓋
11	取付管のマンホール接続工
12	宇治市型鋳鉄製マンホール蓋（小型レジンマンホール）
13	宇治市型鋳鉄製防護蓋（硬質塩化ビニル製小型マンホール）
14	宇治市型鋳鉄製マンホール蓋
15	インバート施工図

※現場条件等で本標準図が適用できない場合は別途協議すること。

参考図

図面番号	図面名称
16	管路土留工（参考図）
17	鋳鉄製マンホール蓋改良工（参考図）
18	内副管工構造図（参考図）

鉄筋コンクリート製1号組立マンホール　S=1:40

平面図

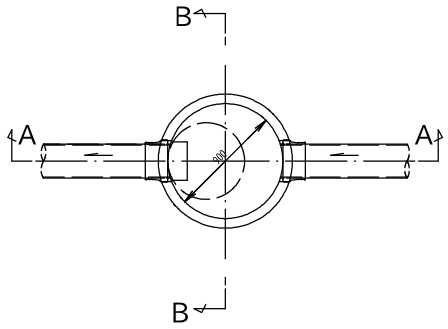

A－A断面図

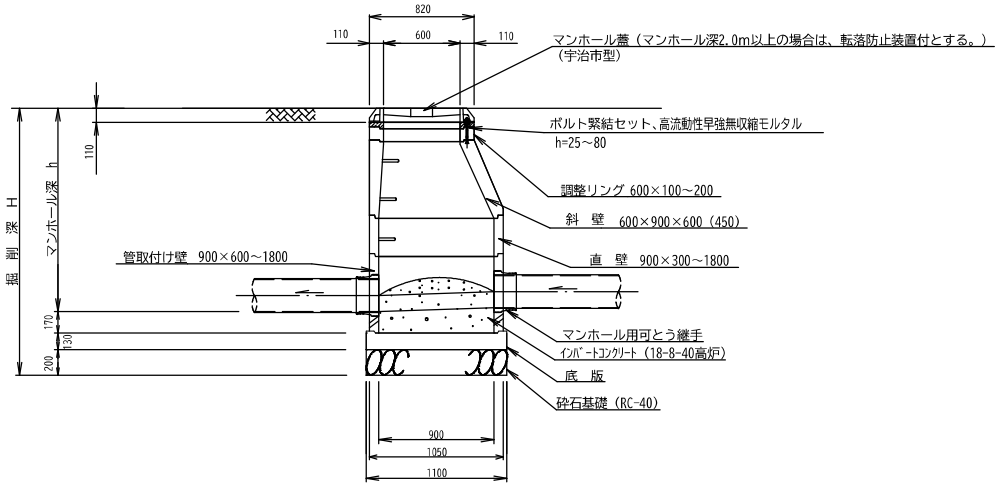

B－B断面図

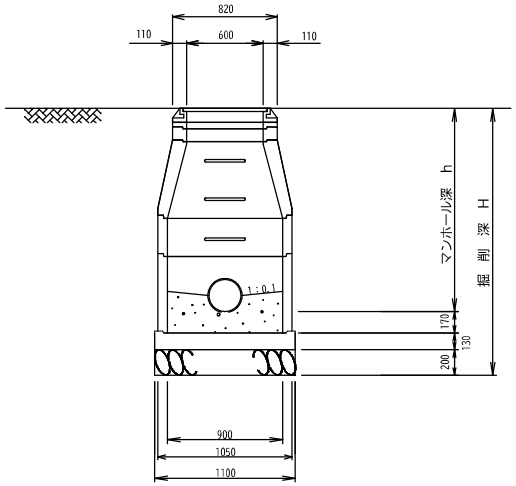

※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS A-11・G-4）・Ⅱ類資器材登録品とする。
※底版は、フラット底版又は、底版一体型管取付け壁を使用すること。
※上流管きょと下流管きょの最大ステップ値は下流管径以下とするが、円滑な流下を図るため、必ずインバートを設けること。
※既設マンホールに接続する場合においても、必ずマンホール用可とう継手を設置すること。

工　種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	鉄筋コンクリート製1号組立マンホール				
縮　尺	図示				
課長	照査	設計	製図	写図	
月日	月日	月日	月日	月日	
図面追次番号	1				

特1号組立マンホール（方円形・楕円形） S=1:40

平面図（方円形）

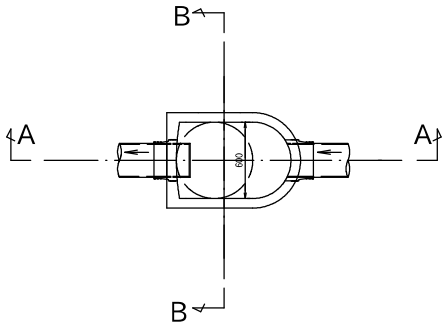

平面図（楕円形）

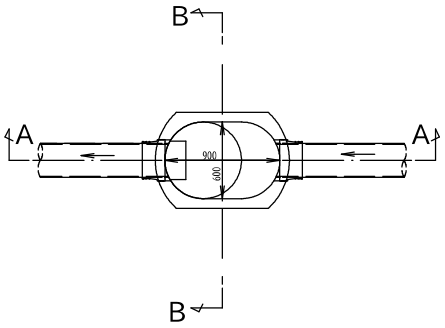

A－A断面図（方円形・楕円形共通）

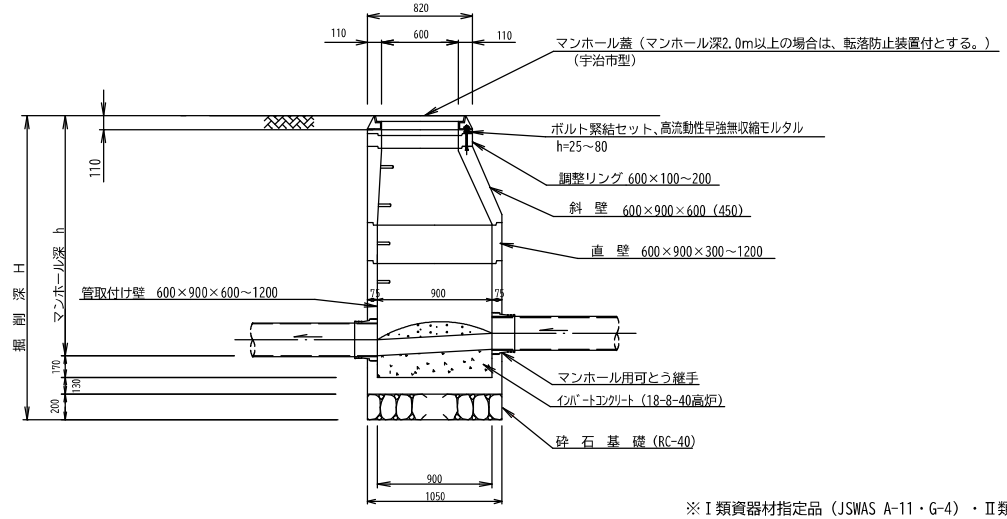

B－B断面図（方円形・楕円形共通）

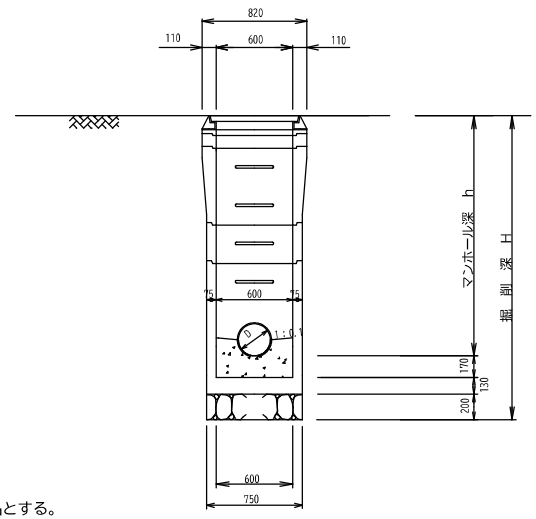

※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS A-11・G-4）・Ⅱ類資器材登録品とする。
※本図の製品形状は参考例であり、製品を指定するものではない。
※底版は、フラット底版又は、底版一体型管取付け壁を使用すること。
※上流管きょと下流管きょの最大ステップ値は下流管径以下とするが、円滑な流下を図るため、必ずインバートを設けること。
※既設マンホールに接続する場合においても、必ずマンホール用可とう継手を設置すること。

工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	特1号組立マンホール（方円形・楕円形）				
縮 尺	図示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
図面追次番号	2				

小型レジンマンホール　S=1:20

平面図

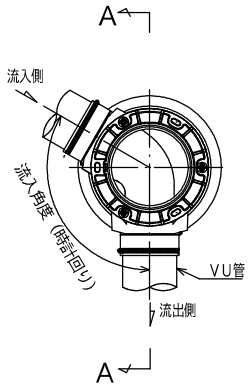

A－A断面図

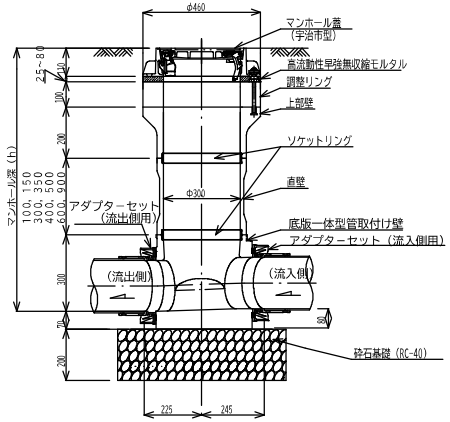

※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS K-10・G-4）とする。
※上流管きょと下流管きょに段差が生じる場合は、必ず0.6m以上として外副管を設けること。

工　種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	小型レジンマンホール				
縮　尺	図示				
課　長	照　査	設　計	製　図	写　図	
月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
図面追次番号	3				

硬質塩化ビニル製小型マンホール　S=1:20

平面図

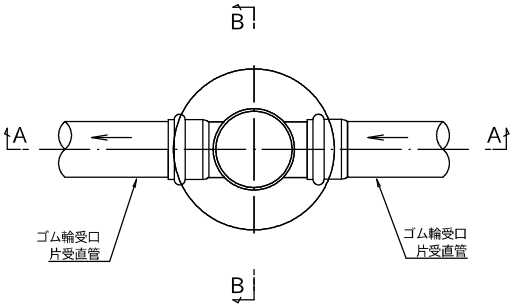

防護蓋

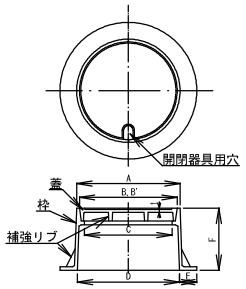

【標準型防護蓋T-25,T-14　寸法表】

(単位：mm)

立上り管呼び径	高さ（平均値 ±2.5）	台座の材質	A（最小）	B,B'（最小）	C（最小）	D（最小）	E（最小）	F（最小）
300	F							
	110	レジンコンクリート・鉄筋コンクリート	403	386	360	400	40	6
	150	再生プラスチック・レジンコンクリート						

※Bは蓋の外径、B'は枠の内径を示す。

台座（蓋高さ150mm）

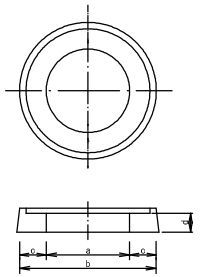

【標準型台座PB25A,RB25A（蓋高さ150mm）寸法表】

(単位：mm)

立上り管呼び径	蓋高さ	a（最小）	b（最小）	c（最小）	d（最小）
300	150	330	570	80	55

台座（蓋高さ110mm）

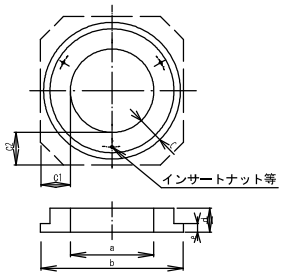

【標準型台座RBA, CBA（蓋高さ110mm）寸法表】

(単位：mm)

立上り管呼び径	蓋高さ	a（最小）	b（最小）	丸型 c（最小）	丸型 c1（最小）	丸型 c2（最小）	丸型 d（最小）	丸型 e（最小）
300	110	330	570	80	70	90	95	35

A－A断面図

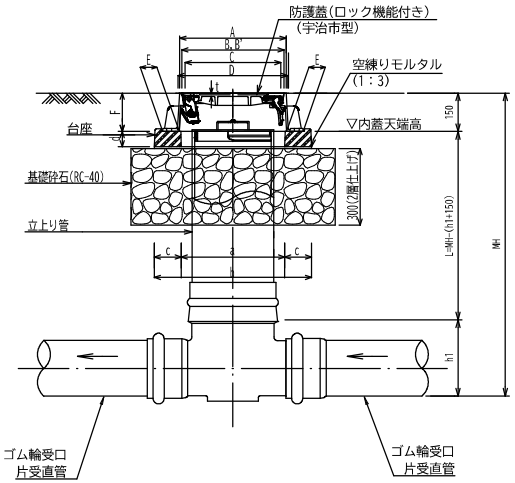

B－B断面図

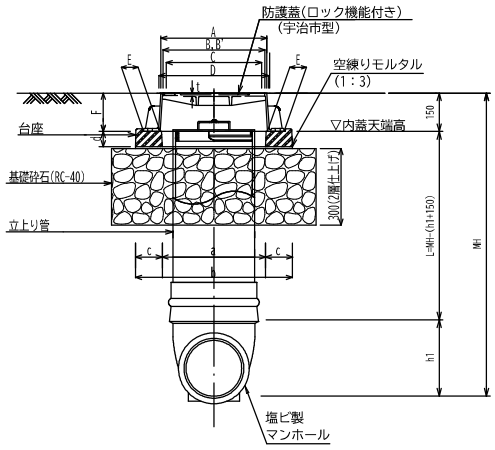

※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS K-1・K-7・K-9・G-3）とする。
※立管天端から基礎砕石天端までの寸法が70mm以上になる場合は、立上り管天端から50mm下がりまで砂を充填する。
※舗装厚さ10cm以下の市道及び歩道に使用する。
※国道、府道の車道には使用しない。
※道路勾配が平坦な箇所（概ね10%以下）に使用する。
※高さ110mmの防護蓋は、コンクリート製又は、レジンコンクリート製台座に緊結する。
※上流管きょと下流管きょに段差が生じる場合、会合点には使用しないこと。
※内蓋はGLより150mm下がりの位置になるように施工する。

工　種	宇治市公共下水道事業
起工番号	
工事名	
施工箇所	
図面種類	硬質塩化ビニル製小型マンホール
縮　尺	図示

課長	照査	設計	製図	写図
月　日	月　日	月　日	月　日	月　日

図面追次番号	4

管布設工（硬質塩化ビニル管） S=1:30

縦断図

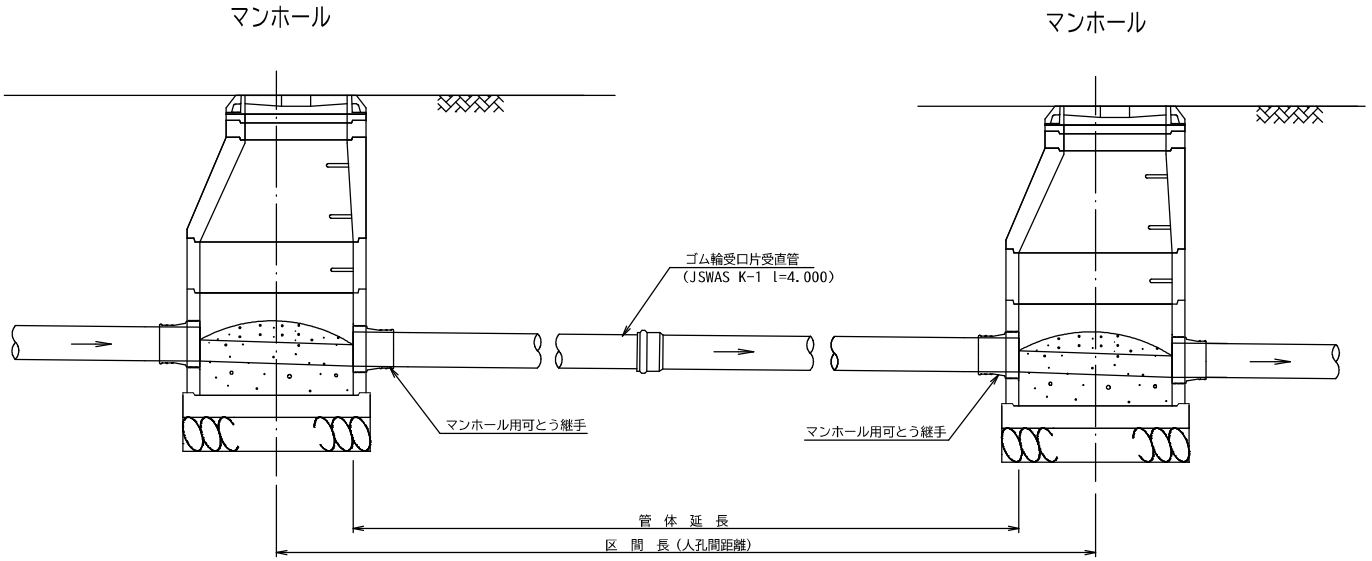

断面図

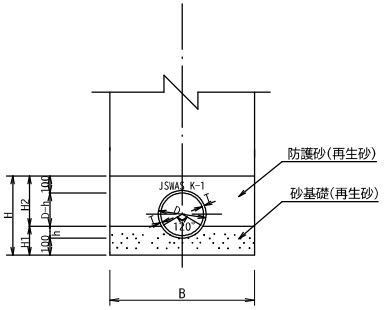

寸法表

単位(mm)

呼び径	肉厚（T）	外径（D）	h	H	H1	H2	基礎幅（B）
150	5.1	165.0	41.3	365.0	141.3	223.7	550
200	6.5	216.0	54.0	416.0	154.0	262.0	800
250	7.8	267.0	66.8	467.0	166.8	300.2	800
300	9.2	318.0	78.5	518.0	178.5	339.5	1000
350	10.5	370.0	92.5	570.0	192.5	377.5	1050

工種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	管布設工（硬質塩化ビニル管）				
縮尺	図示				
課長	照査	設計	製図	写図	
月日	月日	月日	月日	月日	
図面追次番号	5				

副管工（小型レジンマンホール）　S=1:20
（本管φ200　副管φ150）

平面図

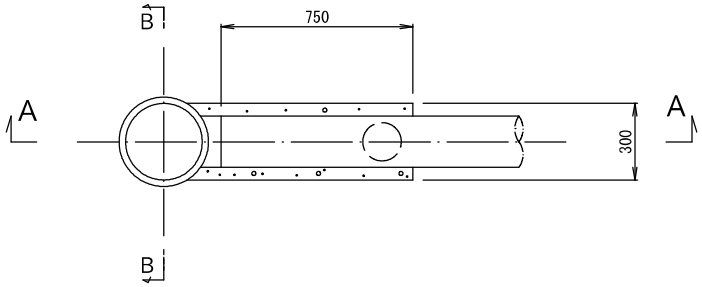

A－A断面図

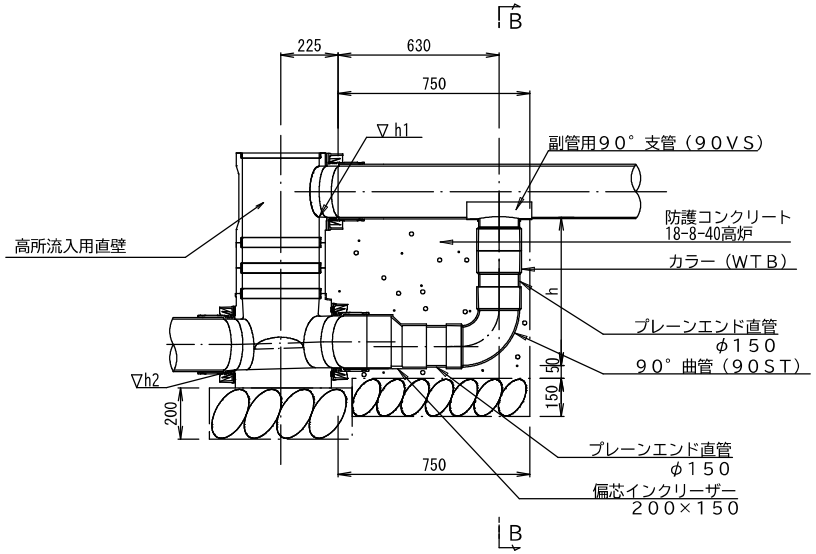

B－B断面図

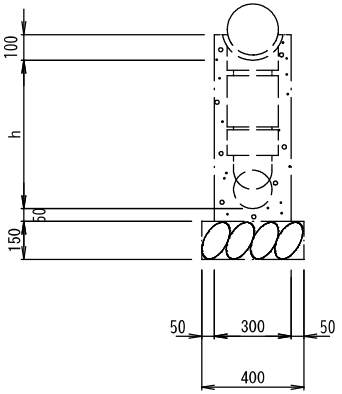

※Ｉ類資器材指定品（JSWAS K-1）とする。
※上流管きょと下流管きょの段差が、0.6m以上の場合のみ適用する。

工　種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	副管工(小型レジンマンホール)				
縮　尺	図示				
課長	照査	設計	製図	写図	
月日	月日	月日	月日	月日	
図面追次番号	6				

取付管及び標準公共汚水ます設置工　S=1:20

ます径２００　横型　公共汚水ます標準図

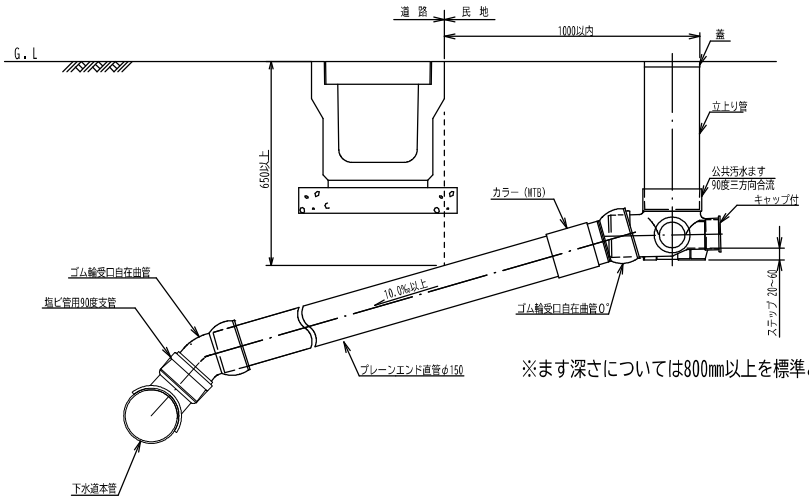

※ます深さについては800㎜以上を標準とする。

ます径２００　縦型　公共汚水ます標準図

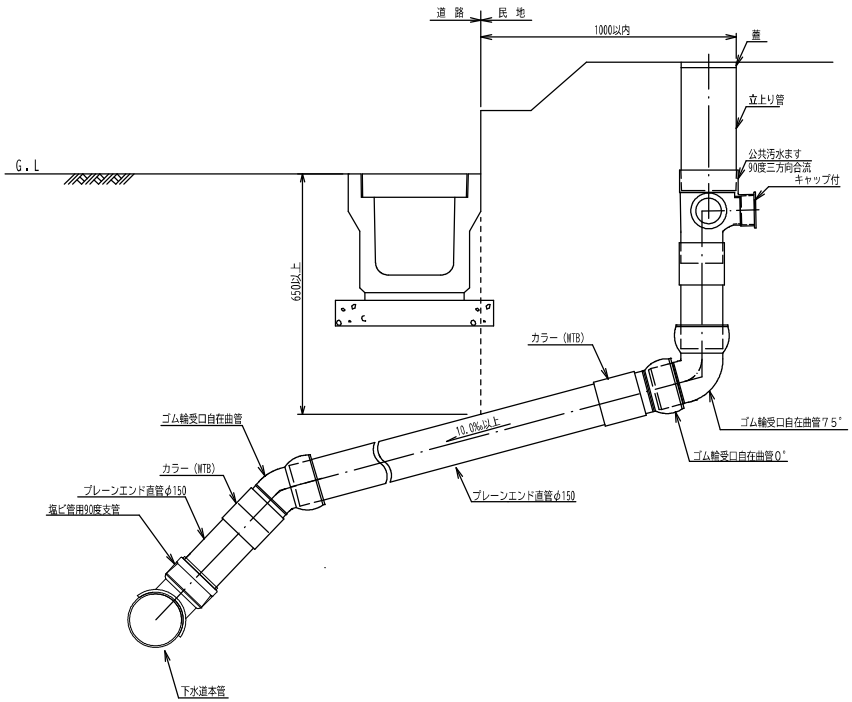

断面図

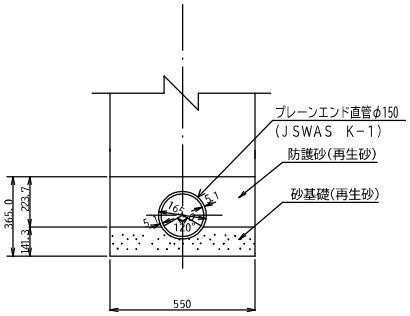

取付管せん孔位置

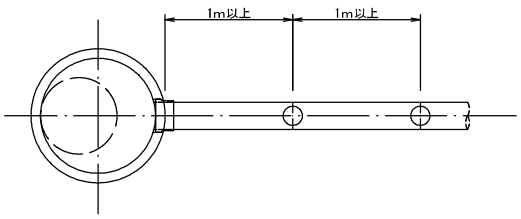

※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS K-1・K-7）とする。
※防護蓋を設置する場合は、硬質塩化ビニル製内蓋を設置すること。
※防護蓋の設置(開閉方向)について、原則、開閉作業が道路側からできるように蝶番の位置を宅地側にする。ただし、開閉作業に支障が想定される場合は、監督職員と協議すること。
※直管部（立上り管除く）については、プレーンエンド直管もしくはゴム輪受口片受け直管（SRA・SRB）を使用すること。

工　種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	取付管及び標準公共汚水ます設置工				
縮　尺	図示				
課長	照査	設計	製図	写図	
月日	月日	月日	月日	月日	
図面追次番号	7				

取付管及び特殊公共汚水ます（その1）設置工　S=1:20

ます径１５０　横型　特殊公共汚水ます標準図

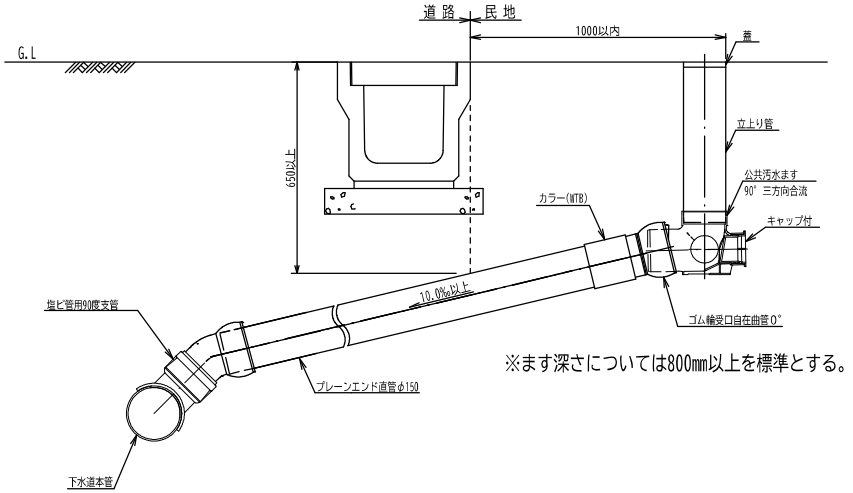

※ます深さについては800㎜以上を標準とする。

ます径１５０　縦型　特殊公共汚水ます標準図

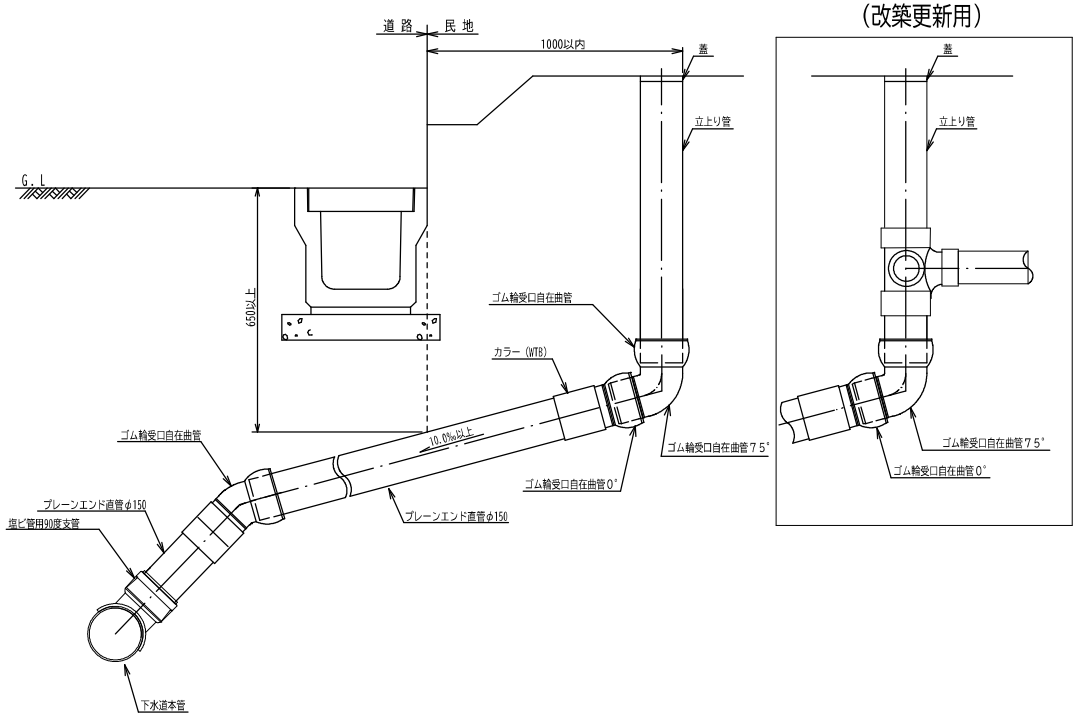

（改築更新用）

断面図

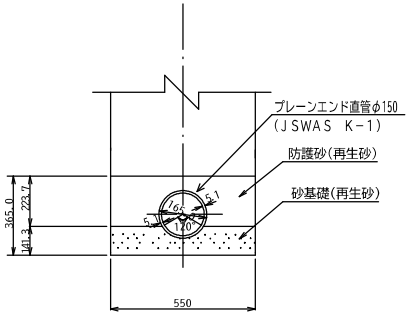

取付管せん孔位置

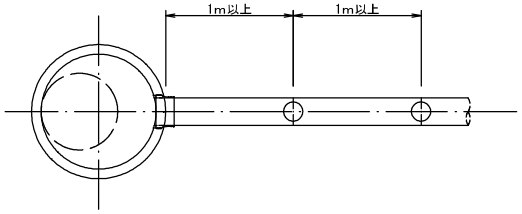

※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS K-1・K-7）とする。
※防護蓋を設置する場合は、硬質塩化ビニル製内蓋を設置すること。
※防護蓋の設置(開閉方向)について、原則、開閉作業が道路側からできるように蝶番の位置を宅地側にする。ただし、開閉作業に支障が想定される場合は、監督職員と協議すること。
※直管部（立上り管除く）については、プレーンエンド直管もしくはゴム輪受口片受け直管（SRA・SRB）を使用すること。

工　種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	取付管及び特殊公共汚水ます（その１）設置工				
縮　尺	図示				
課長	照査	設計	製図	写図	
月日	月日	月日	月日	月日	
図面追次番号	8				

特殊公共汚水ます（その２）設置工、取付管止め設置工　S=1:20

ます径１００　特殊公共汚水ます（その２）標準図

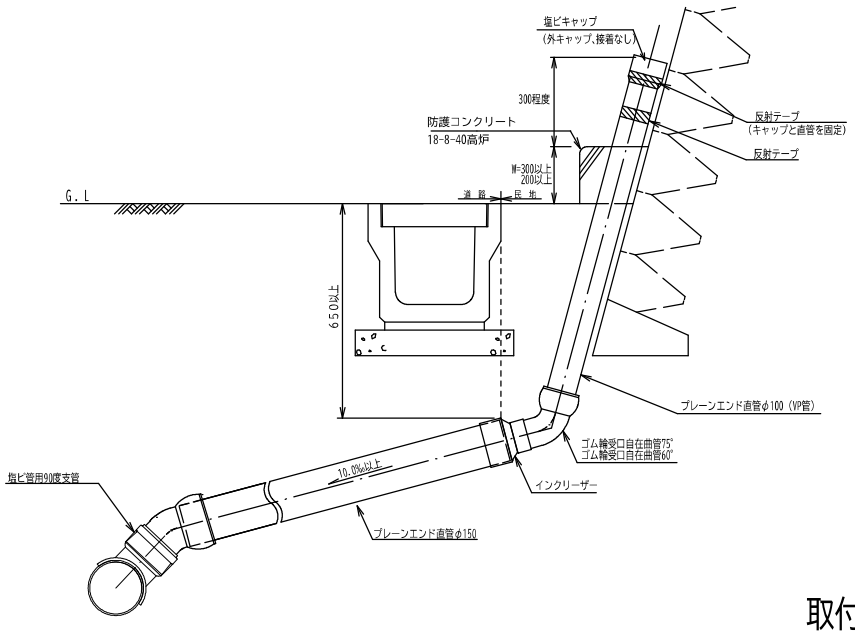

（改築更新用）

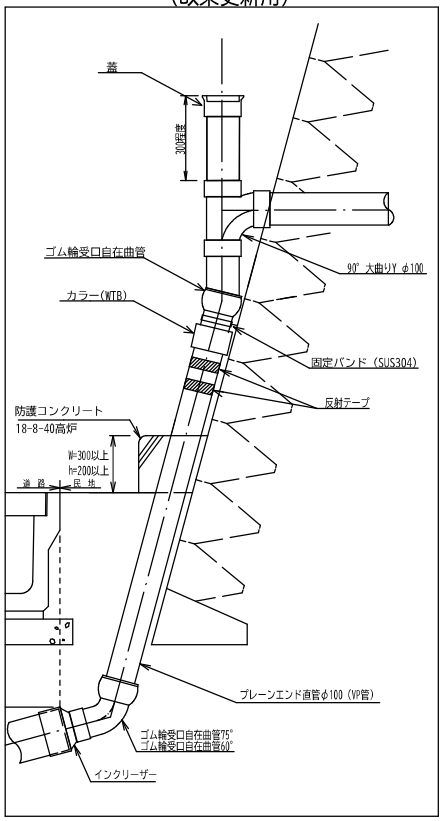

取付管止め標準図

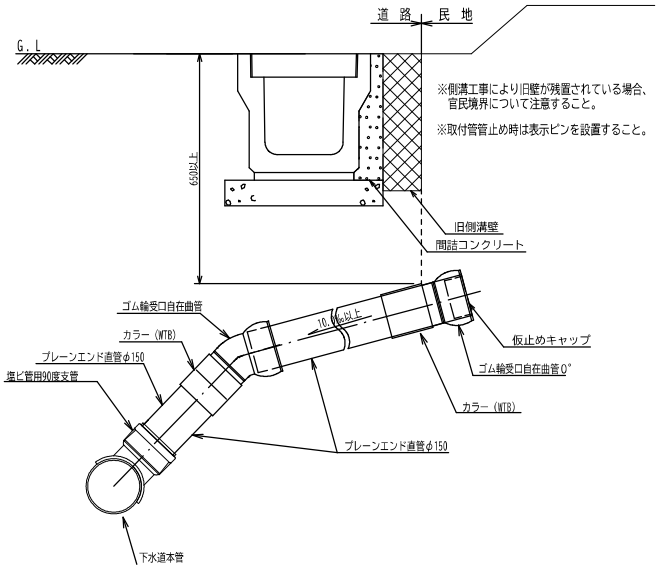

断面図

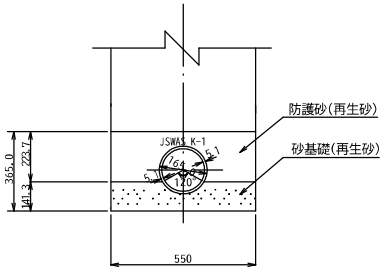

取付管せん孔位置

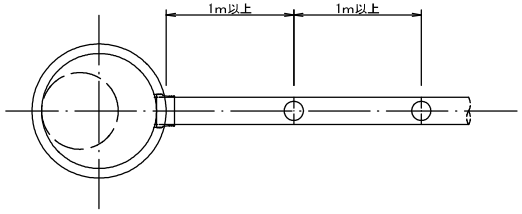

※Ｉ類資器材指定品（JSWAS K-1）とする。
※立上り管（VP管）については日本産業規格（JIS K 6741）とする。
※直管部（立上り管除く）については、プレーンエンド直管もしくはゴム輪受口片受け直管（SRA・SRB）を使用すること。
※固定バンドについては、立管の高さ及び擁壁の構造等を勘案し、必要に応じて設置すること。

工種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	特殊公共汚水ます（その２）設置工、取付管止め設置工				
縮尺	図示				
課長	照査	設計	製図	写図	
月日	月日	月日	月日	月日	
図面追次番号	9				

公共汚水ます蓋　S=1:10

ます径200用蓋

公共汚水ます蓋

ワンタッチ型
市章入り
（SUS製鎖付）



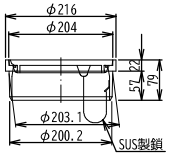

防護蓋

防護蓋 T14
市章入り

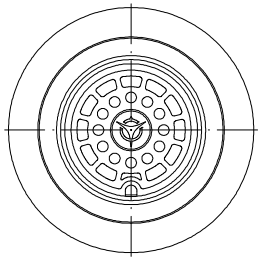

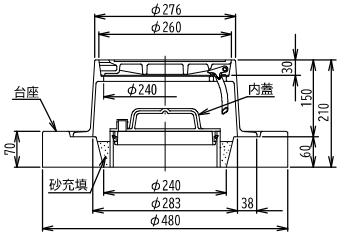

※立上り管天端から20㎜下がりまで砂を充填する。

ます径150用蓋

公共汚水ます蓋

ワンタッチ型
市章入り
（SUS製鎖付）



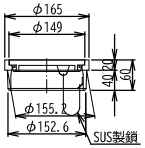

防護蓋

防護蓋T14
市章入り

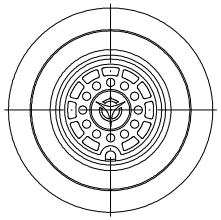

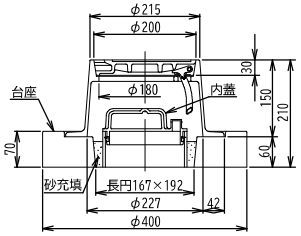

※立上り管天端から20㎜下がりまで砂を充填する。

ます径100用蓋

公共汚水ます蓋

ワンタッチ型
市章入り



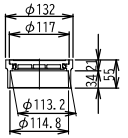

※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS K-7・G-3）とする。
※本図の製品形状は参考例であり、製品を指定するものではない。
※防護蓋を設置する場合は、硬質塩化ビニル製内蓋を設置すること。
※防護蓋の設置(開閉方向)について、原則、開閉作業が道路側からできるように蝶番の位置を宅地側にする。ただし、開閉作業に支障が想定される場合は、監督職員と協議すること。

工　種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	公共汚水ます蓋				
縮　尺	図示				
課長	照査	設計	製図	写図	
月日	月日	月日	月日	月日	
図面追次番号	１０				

取付管のマンホール接続工　S=1:20

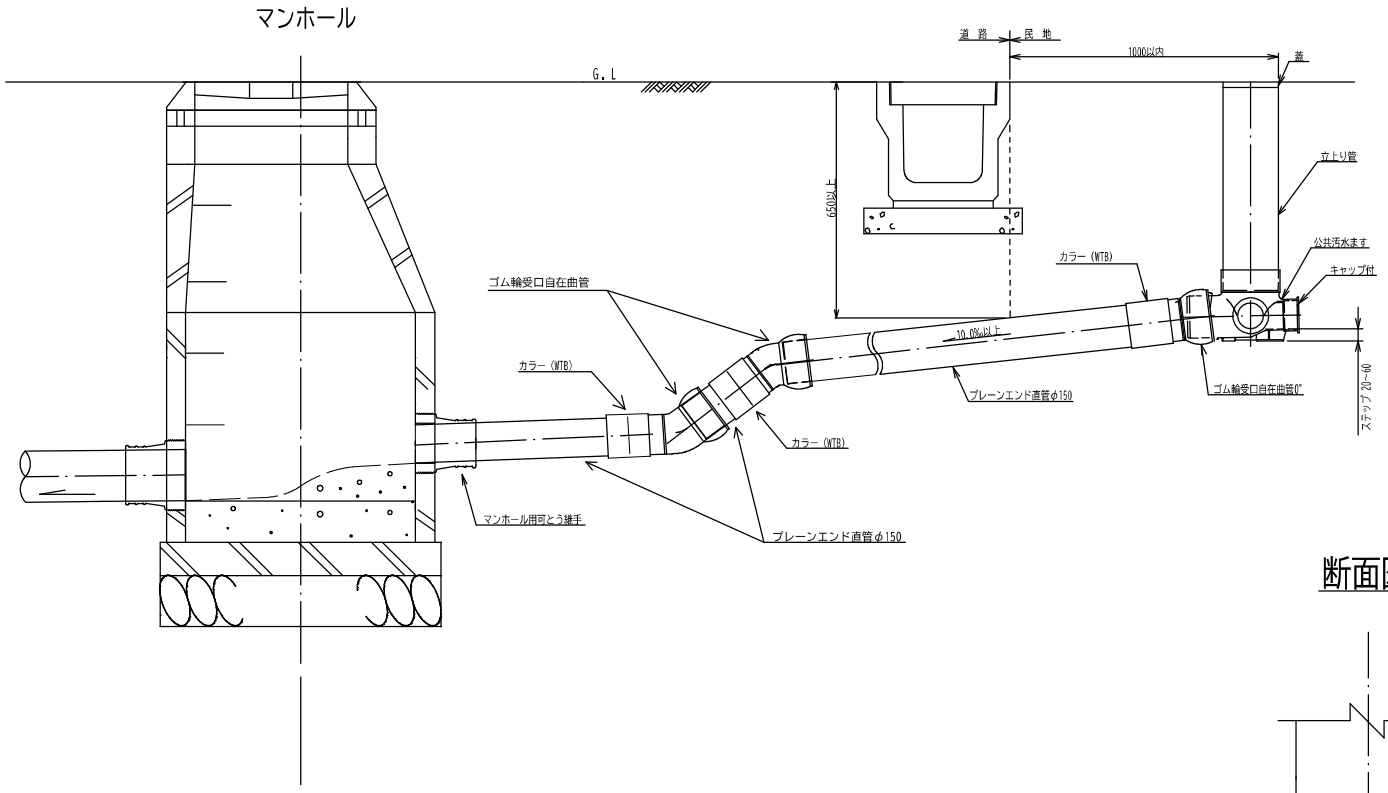

断面図

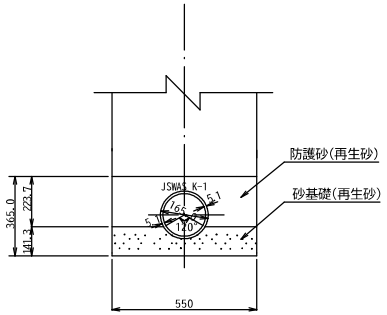

※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS K-1・K-7）とする。
※防護蓋を設置する場合は、硬質塩化ビニル製内蓋を設置すること。
※直管部(立上り管除く)については、プレーンエンド直管もしくはゴム輪受口片受け直管(SRA・SRB)を使用すること。
※下流管口とのステップ（段差）は15cmとすること。
※管口削孔はブロックの継目より10cm以上離隔を確保する。
※既設マンホールに接続する場合においても、必ずマンホール用可とう継手を設置すること。

工　種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	取付管のマンホール接続工				
縮　尺	図示				
課長	照査	設計	製図	写図	
月日	月日	月日	月日	月日	
図面追次番号	11				

宇治市型鋳鉄製マンホール蓋（小型レジンマンホール）　S=1：10

（JSWAS G-4 呼び径300）

蓋平面図



蓋平面図
（スリップ防止型）

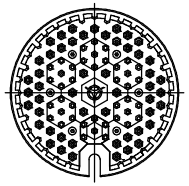

断面図

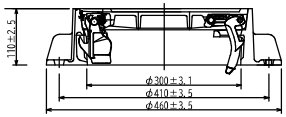

受枠平面図

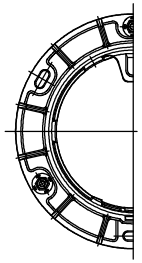

※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS G-4）で、且つ、宇治市が認定したものを使用すること。
※本図の製品形状は参考例であり、製品を指定するものではない。
※蓋のデザインについては、宇治市デザインを使用すること。
※車道部はT-25、歩道部はT-14を使用すること。ただし、歩道内でも大型車両の交通が見込まれる箇所では、T-25を使用すること。

工種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	宇治市型鋳鉄製マンホール蓋（小型レジンマンホール）				
縮尺	図示				
課長	照査	設計	製図	写図	
月日	月日	月日	月日	月日	
図面追次番号	12				

宇治市型鋳鉄製防護蓋（硬質塩化ビニル製小型マンホール）　S=1：10

（JSWAS G-3 呼び径300）

蓋平面図



蓋平面図
（スリップ防止型）

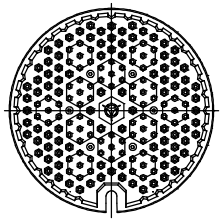

断面図

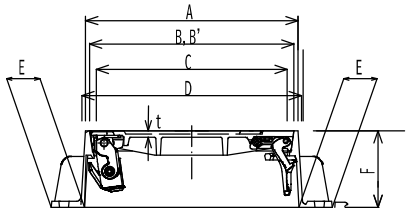

【標準型防護蓋T-25，T-14　寸法表】

（単位：mm）

立上り管呼び径	高さ F（許容差 ±2.5）	台座の材質	A（最小）	B，B'（最小）	C（最小）	D（最小）	E（最小）	t（最小）
300	110	レジンコンクリート・鉄筋コンクリート	403	386	360	400	40	6
	150	再生プラスチック・レジンコンクリート						

受枠平面図

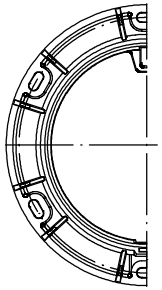

※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS G-3）で、且つ、宇治市が認定したものを使用すること。
※本図の製品形状は参考例であり、製品を指定するものではない。
※蓋は容易に開放できないよう、ロック機能を備えた構造とする。
※蓋のデザインについては、宇治市デザインを使用すること。
※車道部はT-25、歩道部はT-14を使用すること。ただし、歩道内でも大型車両の交通が見込まれる箇所では、T-25を使用すること。

工種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	宇治市型鋳鉄製防護蓋（硬質塩化ビニル製小型マンホール）				
縮尺	図示				
課長	照査	設計	製図	写図	
月日	月日	月日	月日	月日	
図面追次番号	13				

宇治市型鋳鉄製マンホール蓋　S=1：10 （JSWAS G-4 呼び径600）

蓋平面図



蓋平面図（スリップ防止型）

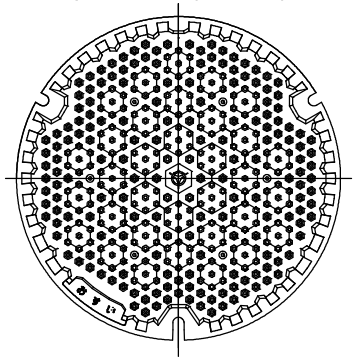

蓋平面図（次世代型）

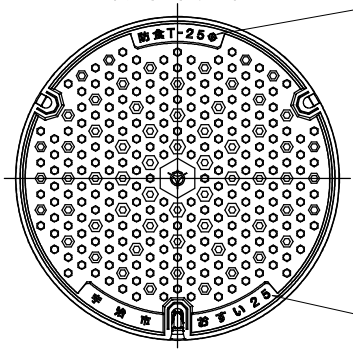

荷重区分
防食仕様の表示
製造業者マーク又は略号

製造年（西暦下2桁）
排除方式「おすい」

断面図

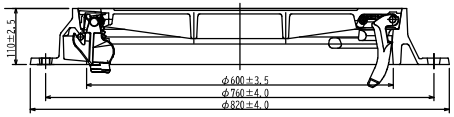

断面図（転落防止装置付）

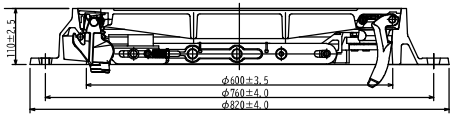

断面図（次世代型）

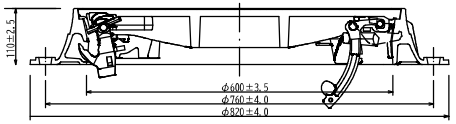

断面図（次世代型）（転落防止装置付）

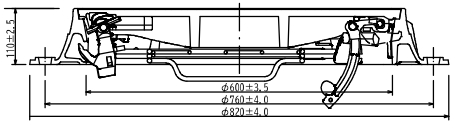

受枠平面図

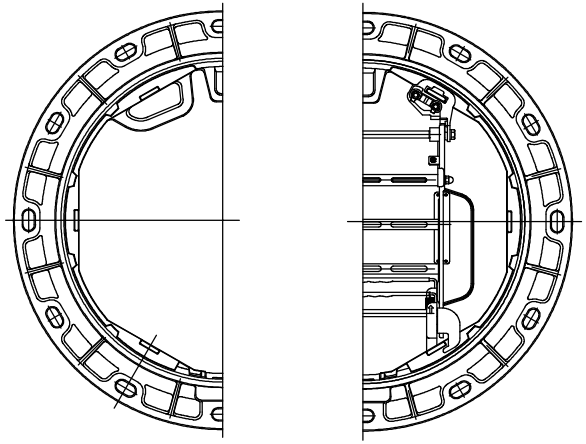

受枠平面図（次世代型）

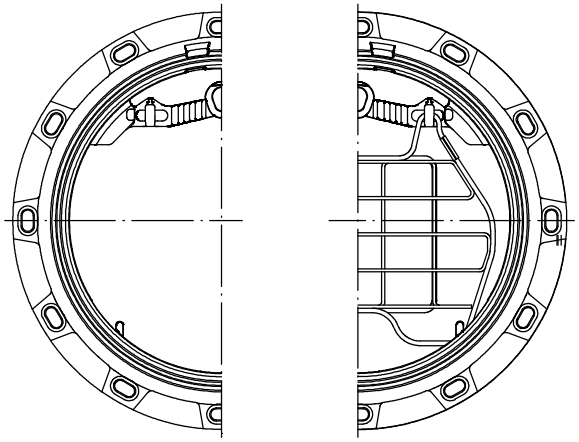

※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS G-4）で、且つ、宇治市が認定したものを使用すること。
※本図の製品形状は参考例であり、製品を指定するものではない。
※蓋のデザインについては、宇治市デザインを使用すること。
※車道部はT-25、歩道部はT-14を使用すること。ただし、歩道内でも大型車両の交通が見込まれる箇所では、T-25を使用すること。
※マンホール深が2.0m以上の場合は、転落防止装置を設置すること。

※公益社団法人 日本下水道協会資器材Ⅱ類認定品（JSWAS G-4）であること。
※本図の製品形状は参考例であり、製品を指定するものではない。
※公益財団法人 日本下水道新技術機構発行『アセットマネジメントの実践に向けた次世代マンホール蓋技術マニュアル』（2024年6月発行）に準拠し、宇治市が認定したものを使用すること。
※防食性能を有することを目視認識できること。
※マンホール深が2.0m以上の場合は、転落防止装置を設置すること。
※車道部はT-25、歩道部はT-14を使用すること。ただし、歩道内でも大型車両の交通が見込まれる箇所では、T-25を使用すること。

工　種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	宇治市型鋳鉄製マンホール蓋				
縮　尺	図示				
課長	照査	設計	製図	写図	
月日	月日	月日	月日	月日	
図面通次番号	14				

インバート施工図

起 点

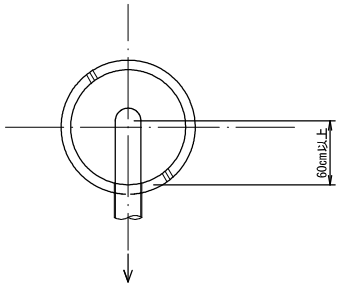

直 線

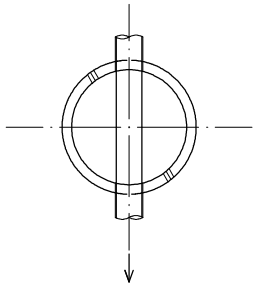

90 度

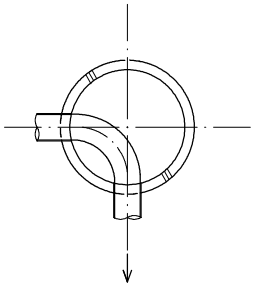

90度流入

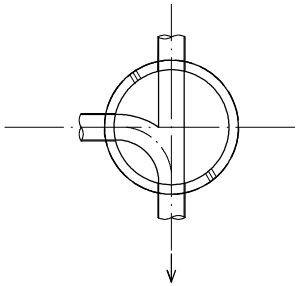

取付管流入

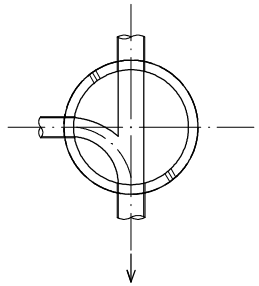

2方流入

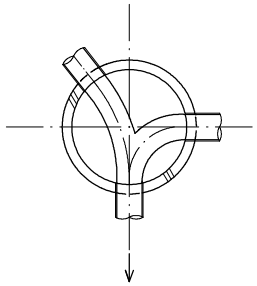

3方流入

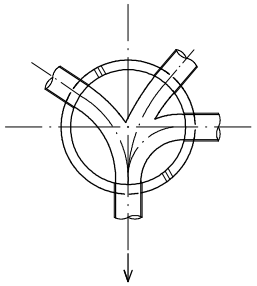

段 差

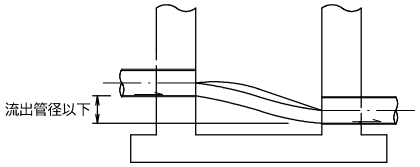

インバート標準断面

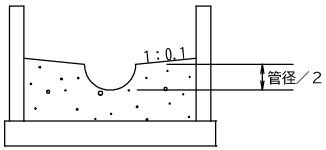

工　種	宇治市公共下水道事業
起工番号	
工事名	
施工箇所	
図面種類	インバート施工図
縮　尺	図示

課長	照査	設計	製図	写図
月日	月日	月日	月日	月日

図面追次番号	15

管路土留工（参考図）S=1:40

平面図

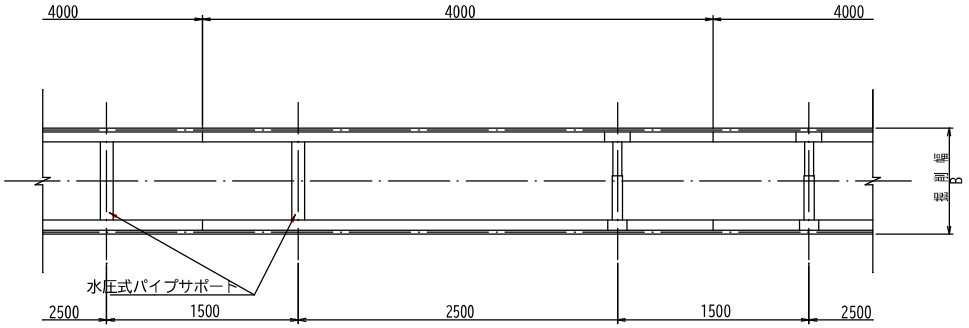

断面図

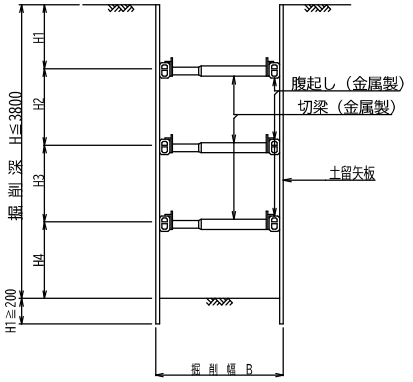

矢板長 m	掘削深 m	矢板厚 mm	支保工段数	H1 m	H2 m	H3 m	H4 m	腹起し部材 cm	掘削幅B m VU200	VU250	VU300	VU350	摘要
1.50	H≦1.3	40	1	0.50	——	——	0.80	7.5	0.80	0.80	1.00	1.05	
2.00	1.3<H≦1.8			0.50	——	——	1.30						
2.50	1.8<H≦2.0			0.70	——	——	1.30						
2.50	2.0<H≦2.3		2	0.50	0.80	——	1.00						
3.00	2.3<H≦2.8			0.80	1.00	——	1.00						
3.50	2.8<H≦3.3			0.85	1.20	——	1.25						
4.00	3.3<H≦3.5			0.85	1.40	——	1.25						
4.00	3.5<H≦3.8		3	0.80	1.00	1.00	1.00						

※本図は参考例であり、工法を指定するものではない。

工　種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	管路土留工（参考図）				
縮　尺	図示				
課長	照査	設計	製図	写図	
月日	月日	月日	月日	月日	
図面追次番号	16				

鋳鉄製マンホール蓋改良工（参考図）　S=1：20

開削工法

組立マンホール

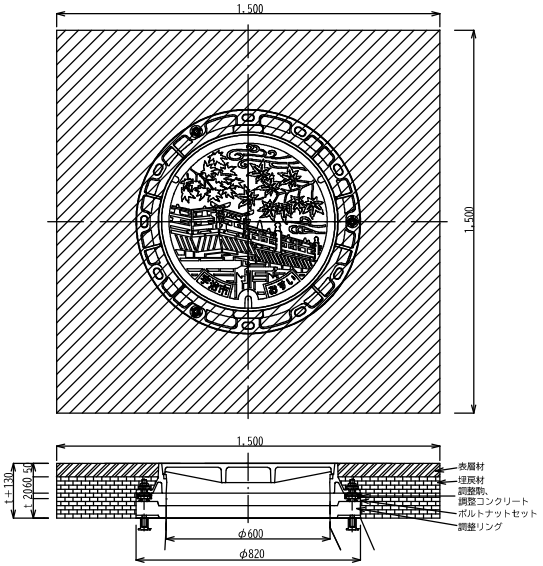

現場打マンホール

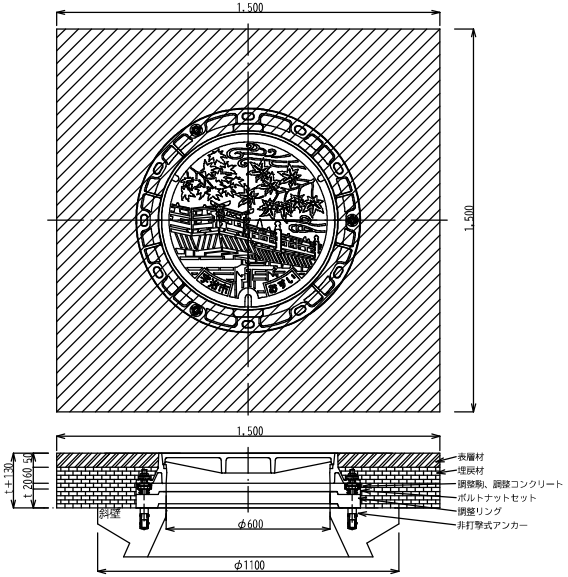

円形工法

組立マンホール

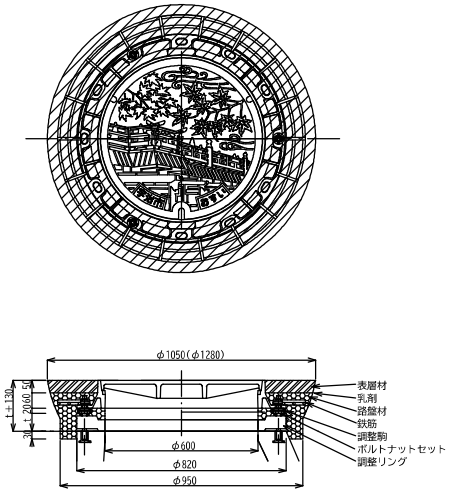

現場打マンホール

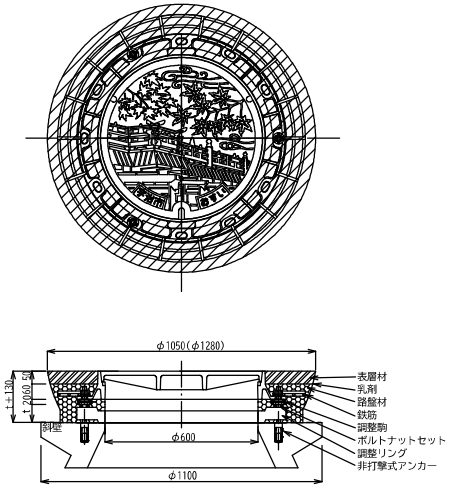

■掘削深別鉄蓋及び調整リング組合せ

ＧＬ～斜壁天端高さ	鉄蓋（H110）	調整ﾘﾝｸﾞ（H100）	調整ﾘﾝｸﾞ（H150）
13cm以上　23cm未満	1		
23cm以上　28cm未満	1	1	
28cm以上　33cm未満	1		1
33cm以上　38cm未満	1	2	
38cm以上　43cm未満	1	1	1
43cm以上　48cm未満	1		2
48cm以上　53cm未満	1	2	1
53cm以上　58cm未満	1	1	2

※本図は参考例であり、工法を指定するものではない。

工　種	宇治市公共下水道事業					
起工番号						
工事名						
施工箇所						
図面種類	鋳鉄製マンホール蓋改良工（参考図）					
縮　尺	図示					
課長	照査	設計	製図	写図		
月日	月日	月日	月日	月日		
図面追次番号	17					

内副管工（参考図）　S=1:30

平面図

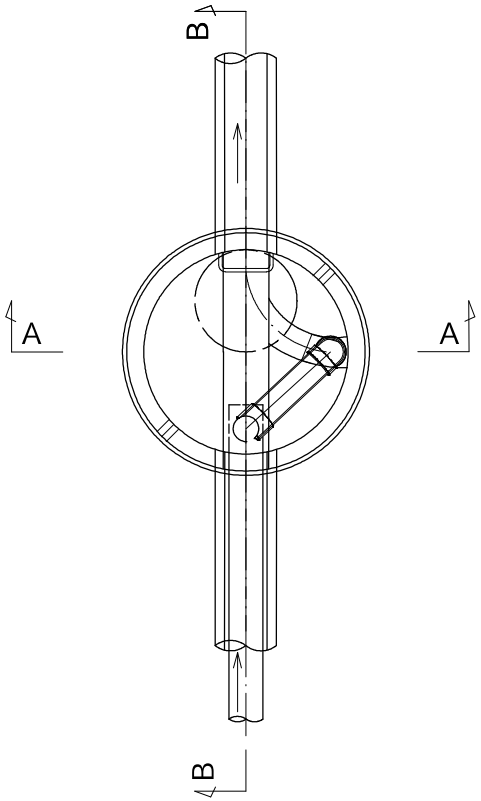

A－A断面図

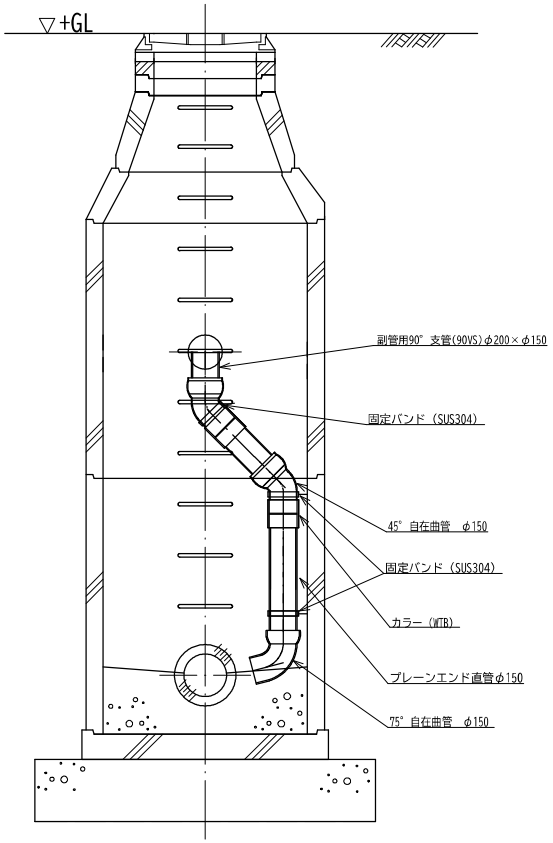

B－B断面図

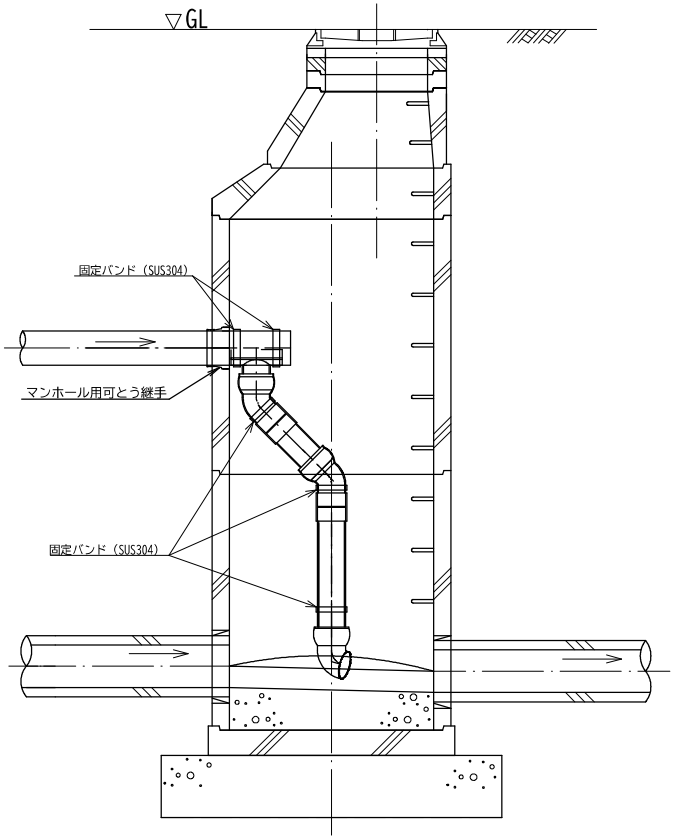

※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS　K-1）とする。
※内副管については、上流管きょと下流管きょの段差が、0.6m以上の場合のみ適用する。
※使用材料については、現場の状況を確認し、必要に応じて監督職員と協議すること。

工　種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	内副管工（参考図）				
縮　尺	図示				
課　長	照　査	設　計	製　図	写　図	
月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
図面追次番号	18				